

育児・介護休業等に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「学長」という。）と国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員の過半数を代表する者は、育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる職員）

第1条 学長は、次の職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 育児休業の申出の日から1年以内に雇用期間が終了することが明らかな職員
- 三 一週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（介護休業の申出を拒むことができる職員）

第2条 学長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 介護休業の申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員）

第3条 学長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（育児部分休業の申出を拒むことができる職員）

第4条 学長は、次の職員から育児部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（介護部分休業の申出を拒むことができる職員）

第5条 学長は、次の職員から介護部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(職員への通知)

第6条 学長は、第1条から第5条までのいずれかの規定により職員の申し出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

(有効期間)

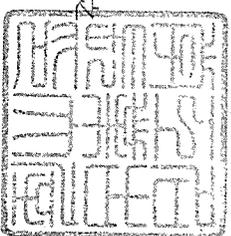
第7条 本協定の有効期間は、平成29年1月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の14日前までに、労使いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成28年12月14日

国立大学法人名古屋工業大学長

鶴飼

裕之



国立大学法人名古屋工業大学

多治見地区事業場職員過半数代表者

安達

信泰

